

山口大学における教育（学生支援・学生受入）の内部質保証に関する実施要領

（令和3年12月21日 副学長（教育学生担当）裁定）

（令和4年 5月20日 一部改正）

（令和4年 6月29日 一部改正）

（令和6年 4月 1日 一部改正）

第1 目的

この実施要領は、山口大学における教育の内部質保証に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項に基づき、学生支援及び学生受入における内部質保証の自己点検・評価に関する事項を定めることを目的とする。

第2 内部質保証の自己点検・評価の項目及び実施体制

この要領で対象とする自己点検・評価の項目及び実施体制は別表1のとおりとする。

第3 自己点検・評価の実施

- 1 副学長（教育学生担当）は、学生支援及び学生受入に関し、教育・学生支援機構長を通してアドミッションセンター長、教育支援センター長、学生支援センター長、健康科学センター長、キャリアセンター長及び留学生センター長（以下「センター長等」という。）に自己点検・評価を指示する。
- 2 センター長等は、別表1の各担当項目について、自己点検・評価シート（別紙様式）により自己点検・評価を実施する。
- 3 自己点検・評価の実施にあたっては、第三者等の外部からの意見（国立大学法人評価における評価結果で記載された意見、認証評価における評価結果で記載された意見、設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事からの意見、会計監査人からの意見及び経営協議会等の外部委員からの意見）を活用する。
- 4 センター長等は、自己点検・評価の項目に応じ、関係者（学生、卒業生（修了生）等）から意見聴取した結果を自己点検・評価に活用する。

第4 自己点検・評価の実施時期

自己点検・評価は、原則として毎年度実施する。ただし、必要に応じて各評価項目の実施時期を変更できるものとする。

第5 結果報告及び改善措置

- 1 センター長等は、第3条で実施した自己点検・評価の状況及び改善が必要と判断した項目については改善策について、別表1の委員会（以下「委員会」という。）において確認する。なお、自己点検・評価の基礎となる資料やデータは、各センターにおいて適切に保管するものとする。

- 2 委員会は、必要に応じてセンター長等に自己点検・評価の基礎となる資料を求め、前項の内容を確認する。
- 3 センター長等は、前項で確認された自己点検・評価の状況及び改善が必要と認める項目については改善案を自己点検・評価シート（別紙様式）により、教育・学生支援機構長を通して副学長（教育学生担当）に報告する。
- 4 副学長（教育学生担当）は、前項で報告があった自己点検・評価の状況及び改善が必要と認める項目については改善案を自己点検・評価責任者に報告する。
- 5 副学長（教育学生担当）は、要綱第5条により改善指示があった場合、教育・学生支援機構長を通してセンター長等へ改善等の内容を通知する。センター長等は、通知内容を確認し、改善措置を講じるものとし、その進捗状況について、別表1の委員会において確認した後、教育・学生支援機構長を通して副学長（教育学生担当）へ報告する。
- 6 副学長（教育学生担当）は、前項の報告があった場合には、自己点検・評価責任者に報告する。

別表1

センター長等	自己点検・評価項目 カッコ内の数値は機関別認証評価における「基準」 または「分析項目」番号を示す。	委員会
アドミッションセンター長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること (5-2-1) ・ 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること (5-2-2) ・ 学部において実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっていないこと (5-3-1) ・ 研究科において実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっていないこと (5-3-2) 	入試委員会 大学院入試委員会

教育支援センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（4-1-6） 	教学委員会
学生支援センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の生活に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること（4-2-1） ・ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること（4-2-2） ・ 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること（4-2-4） ・ 学生に対する経済面での援助を行っていること（4-2-5） 	教学委員会
健康科学センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の健康に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること（4-2-1） 	教学委員会
キャリアセンター長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の就職等進路に関する相談・助言体制を整備していること（4-2-1） 	教学委員会
留学生センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること（4-2-3） 	留学生委員会